

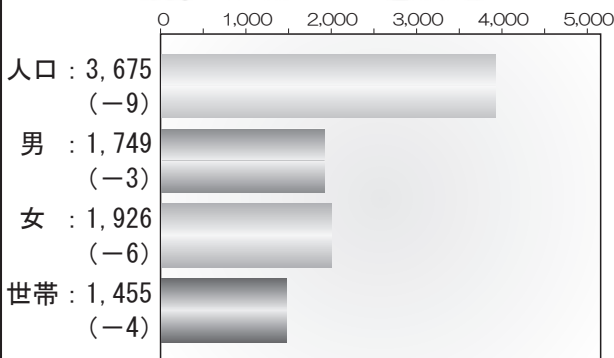


おたんじょう
おめでとう



ぞめいぶくを
お祈りします

藤里町ミニ統計



☆ 6月30日現在・()内は前月比
出生:2人・死亡:7人・転入:1人・転出:5人

交通死亡事故ゼロ
4,712日

無火災
85日

(平成26年7月20日現在)

藤里町戦没者追悼式を行います

【一般参加】

戦没者の慰霊と世界平和を祈念するため、「藤里町戦没者追悼式」を次のとおり行います。式は、無宗教・献花方式で行いますので、ぜひご参列ください。

なお、参列される場合は申し込みが必要です。お申込みは下記の追悼式担当まで8月7日(木)までにご連絡ください。

【日時】平成26年8月20日(水)午前11時～

【場所】藤里町総合開発センター 2階大ホール

※遺族会会員の皆様には別途ご案内をいたします。

【申込み・お問合せ先】

藤里町役場 町民課 追悼式担当 ☎79-2113

平成26年10月1日から 水源森林地域に指定された土地 取引には事前の届出が必要です

本県の豊かな水資源を育む森林を将来にわたって健全な状態で維持していくために、水源涵養機能が高い森林の適正な土地利用を確保する必要があります。

そこで、「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」を制定しました。この条例では、秋田県の水資源の保全のため、水源森林地域周辺の土地が適正に利用されることなどを目指します。

【届出の対象】

売買、地上権の設定など(相続は対象外)

【届出者】

土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方

【届出時期】

契約を締結しようとする日の30日前まで

【届出先】

知事(土地の所在地を管轄する地域振興局農林部森づくり推進課)

【届出事項】

当事者の氏名・住所・土地の所在地・面積・利用目的など

【適用除外】

国、地方公共団体、森林整備法人などへの権利移転は届出不要

【届出・お問い合わせ先】

山本地域振興局農林部森づくり推進課

☎52-2181

秋田県農林水産部森林整備課森林資源計画班

☎018-860-1919